

大分県信用保証協会の現況

大分県信用保証協会ディスクロージャー誌

OITA GUARANTEE

Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

平成20年度版

目 次

ごあいさつ	1
大分県信用保証協会の概要	
プロフィール・基本理念・スローガン	2
役員	3
組織機構図	4
信用保証のしくみ	
信用保証制度のしくみ	5
信用保険制度のしくみ	6
信用補完制度のしくみ	7
保証制度のご利用にあたって	
保証をご利用いただける方	8
保証の内容	9
信用保証料について	9
責任共有制度について	10
主な保証制度のご案内	11
平成19年度事業報告	
貸借対照表・収支計算書・基本財産	14
貸借対照表と収支計算書の用語解説	15
信用保証の動向	
信用保証業務の状況	
金融機関群別 業種別 市町村別	16
保証承諾・保証債務残高・ 代位弁済・利用企業者数の推移	19
平成19年度経営計画の評価	20
中期事業計画・年度経営計画について	25
コンプライアンスについて	28
個人情報保護について	30
個人情報保護法に係る組織及び体制	32



ごあいさつ

大分県信用保証協会

ふかだ ひでお
会長 深田 秀生

各関係機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様に当協会を一層ご理解していただくため、ディスクロージャー誌「大分県信用保証協会の現況 平成20年度版」を作成いたしました。

本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、平成19年度の業務実績、年度経営計画の評価、個人情報の保護に対する取組みなどについて説明しております。

ご一読いただき、「大分県信用保証協会」に対する認識を更に深めていただければ幸いです。

さて、県内の景況は、自動車や電気・精密機械、鉄鋼等の製造業が生産水準を引き上げて増勢にあり、全体としては緩やかな回復基調が続いていましたが、原油・原材料価格高騰の影響等から企業マインドは慎重化しており、最近においては回復の勢いは鈍化し足踏み状態にあります。

また、中小零細企業を取り巻く環境は、原油・原材料価格高騰や公共工事の減少等による影響で厳しい環境下にあり、企業倒産件数は、建設業や卸・小売業を主体に前年を上回るなど予断を許さぬ状況が続いています。

このような状況の中、当協会は、本来の使命である中小企業金融の円滑化を通じて、地域社会への一層の貢献をはたすため、国及び地方公共団体の諸施策を推進するとともに、経営支援・再生支援体制を充実させ、中小企業者の経営相談等のサービスにきめ細かく対応し、多様化する資金ニーズに迅速・的確に応えていく所存であります。

今後とも、国、市町村、関係団体及び金融機関のご協力をいただき、連携を強化しつつ、役職員一丸となって、中小企業の良きパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指しますので、皆様の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

大分県信用保証協会の概要

▶ プロフィール

設立	昭和24年4月26日
根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
関係法律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目的	中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (大分県信用保証協会定款第1条)
基本財産	128億円
保証債務残高	2,017億円
利用企業者数	13,686企業
役員数	常勤役員 4名 非常勤役員 13名 職員 39名
事務所	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） (平成20年4月1日現在)

▶ 基本理念

私たち 大分県信用保証協会は、
よりよいサービスと、各種保証を通じて
中小企業と地域社会のさらなる発展に貢献いたします。

▶ スローガン

もっと企業のために、よりよい未来社会のために

▶ シンボルマーク



OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

▶ 役員

役職名	氏名	備考
会長	深田 秀生	常勤
副会長	安藤 昭三	非常勤 大分県商工会議所連合会会長
副会長	米田 健三	非常勤 大分県商工労働部長
専務理事	大堀 敬直	常勤
理事	井上 拓雄	非常勤 大分県信用組合協会会長
理事	小倉 義人	非常勤 大分県銀行協会会長
理事	釘宮 磐	非常勤 大分県市長会会長
理事	小林 公明	非常勤 大分県町村会会長
理事	清家 孝	非常勤 大分県商工会連合会会長
理事	榑原 憲治	非常勤 豊和銀行頭取
理事	原 武司	非常勤 商工組合中央金庫大分支店長
理事	安松 亮	常勤
理事	山上 博資	非常勤 大分県信用金庫協会会長
理事	渡邊 廣人	非常勤 大分県中小企業団体中央会会長
監事	安部 隆	常勤
監事	高松 右門	非常勤 大分みらい信用金庫会長
監事	村松 政幸	非常勤 公認会計士

(平成20年5月23日現在)

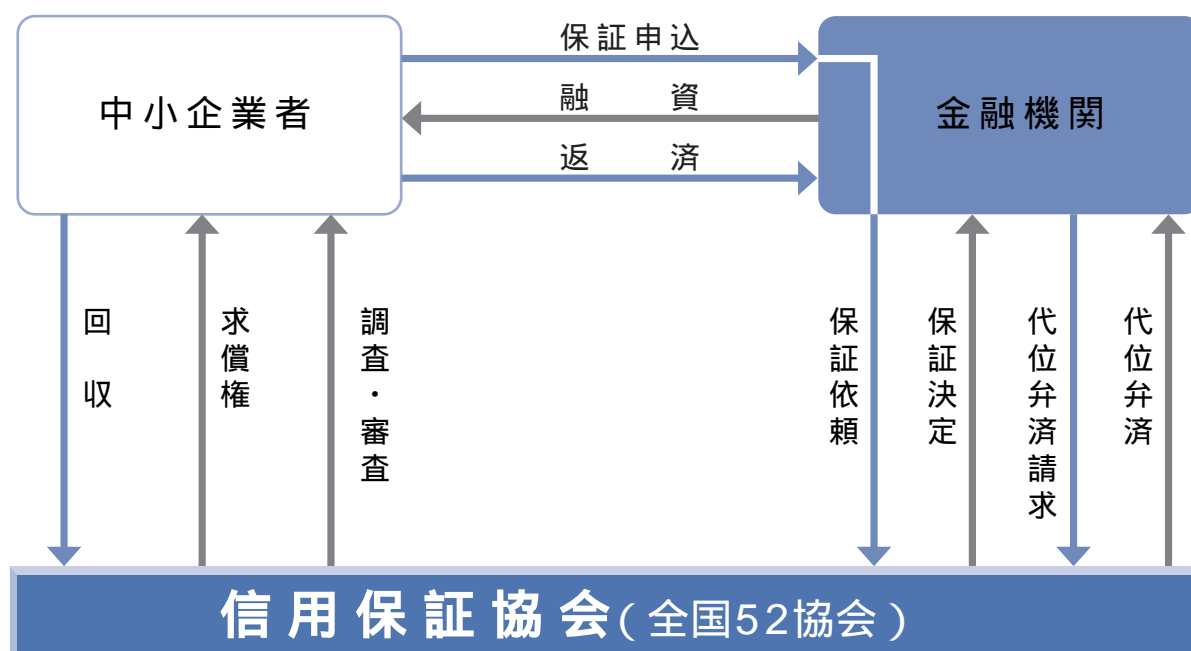
▶ 組織機構図



信用保証のしくみ

▶ 信用保証制度のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申し込みいただく方法もあります。)

信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。

保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行いたします。

金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。

中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。

中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。

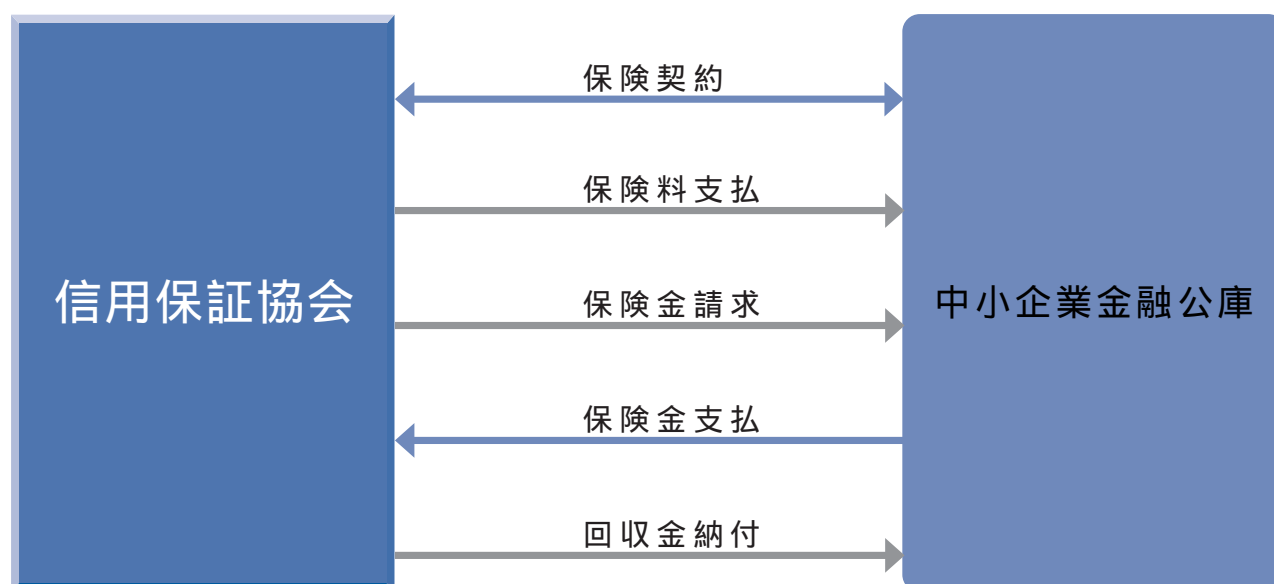
信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。

代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。

中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

▶ 信用保険制度のしくみ

信用保証業務にともなうリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。



信用保険制度の当事者は、中小企業金融公庫と信用保証協会の二者です。

中小企業金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき中小企業金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

信用保証協会は、中小企業金融公庫に信用保険料を支払います。

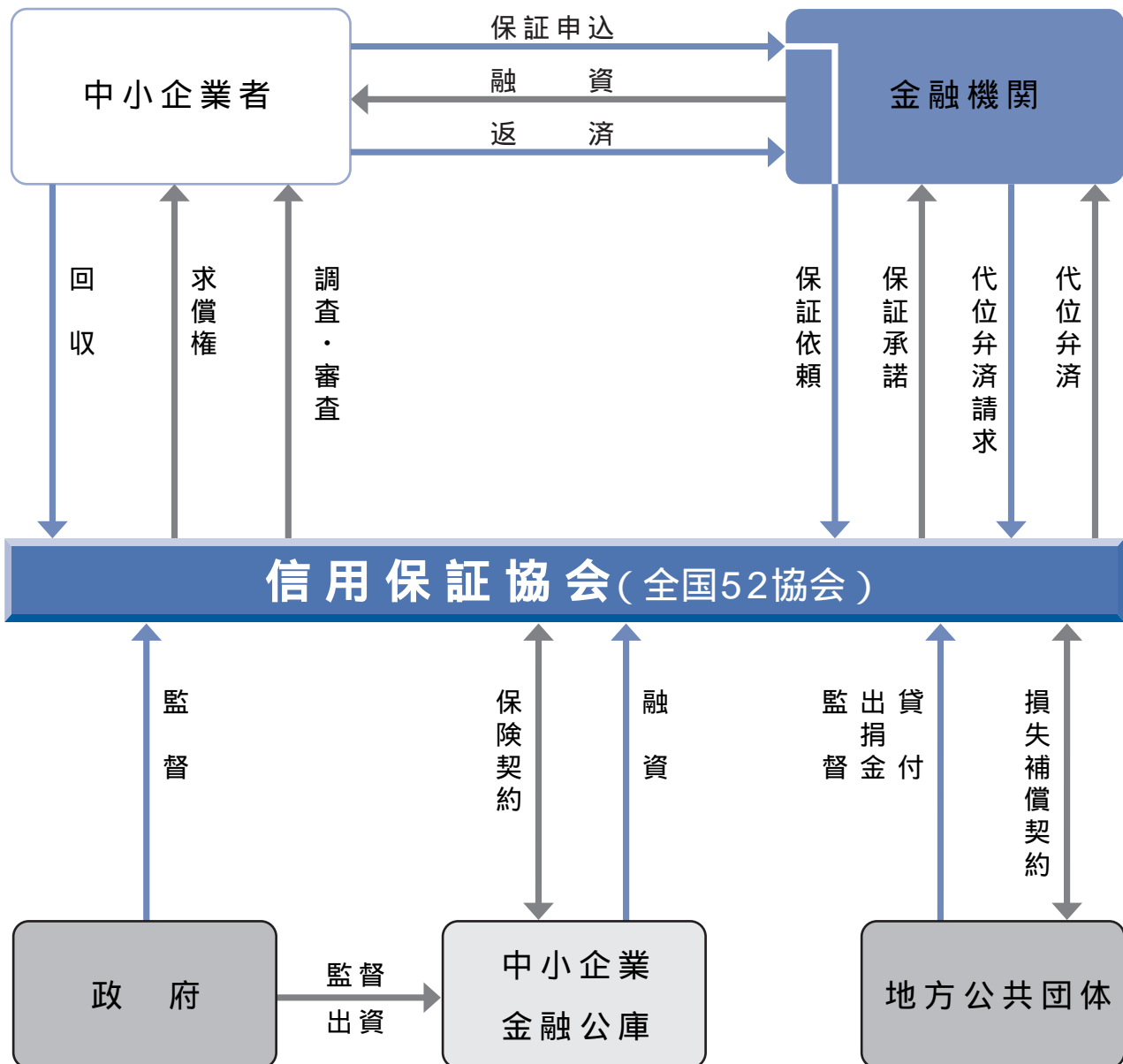
信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、中小企業金融公庫に保険金の請求を行います。

信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として中小企業金融公庫から受領します。

信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として中小企業金融公庫に納付します。

▶ 信用補完制度のしくみ

信用保証協会の「信用保証制度」と中小企業金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



信用保証のご利用にあたって

保証をご利用いただける方

業歴要件～営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。
区域要件～次の(1)または(2)に該当すれば保証対象となります。

- (1) 個人の場合：住居または事業者のいずれかが大分県内にあるもの
- (2) 法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

(注) 制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

▶ 企業規模

法人の場合は、資本金(出資金)または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業・建設業 運送業・その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令指定業種については、下記のとおりとなります。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- 生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。
- 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
- 個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

▶ 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。ただし、農林漁業の一部、金融保険業の一部、風俗関連営業の一部、宗教・政治・文化団体、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

保証の内容

▶ 保証の最高限度額

法人・個人は2億8千万円、組合は4億8千万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

▶ 保証期間

最長20年以内まで取扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内をご覧ください。

▶ 資金使途

事業資金に必要な運転資金・設備資金に限ります。

▶ 連帯保証人

法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとします。ただし、実質経営者、許認可名義人は連帯保証人になっていただきます。

なお、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

▶ 担保

必要に応じ、原則として、県内に所在する不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）有価証券などを提供していただきます。

信用保証料について

▶ 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業者の委託に応ずる対価であり、中小企業金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

▶ 信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業者のみなさまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。詳しくは次頁の基準保証料年表をご覧ください。

セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象外となり、従来と同じ一律の保証料率を適用します。

〔割引適用について〕

- 担保をご提供いただいた場合.....0.1%割引
- 財務諸表について、「中小企業の会計に関する指針」の適用状況の確認が公認会計士または税理士により行われたことを示す書類の提出を受けた場合、もしくは、会計参与を設置していることを登記により確認できた場合.....0.1%割引

責任共有制度について

▶ 制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証しておりました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

▶ 制度の概要

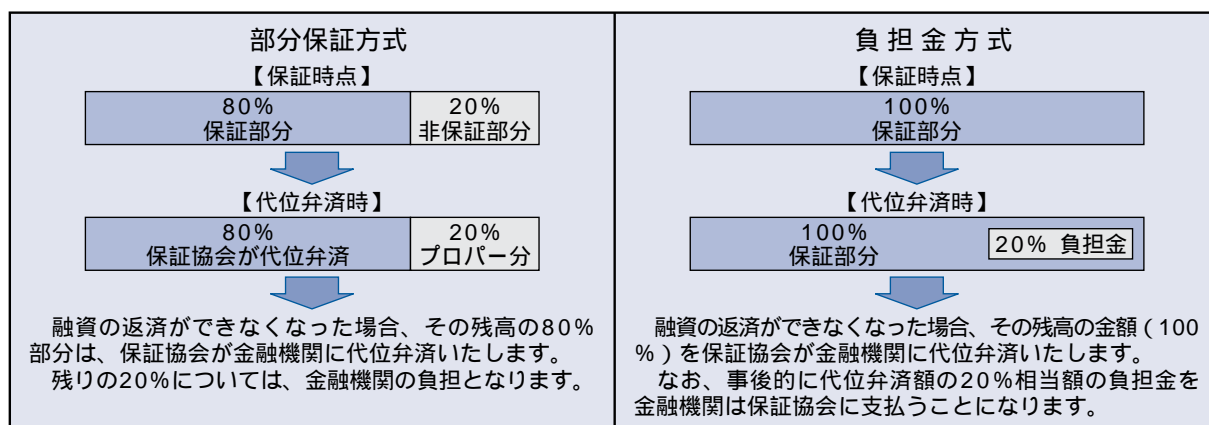
責任共有制度は、部分保証方式、負担金方式があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。(概要は下表のとおり)

責任共有制度の導入により、信用保証協会の負担割合が軽減されることから、信用保証料も以下のように改定されました。

基準保証料率（ガイドライン）

区 分									
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

特殊保証：当座貸越担保保証、事業者カードローン当座貸越担保保証、手形割引担保保証



責任共有制度の対象とならない保証制度

原則としてすべての保証が、責任共有制度の対象となりますが、対象外となる保証(100%保証)は以下のとおりです。

1. 経営安定関連保険(セーフティネット)1号~6号にかかる保証
2. 災害関係保険にかかる保証
3. 創業関連保険(再挑戦支援保証含む)、創業等関連保険にかかる保証
4. 特別小口保険にかかる保証
5. 事業再生保険にかかる保証
6. 「小口零細企業保証制度」(新設の全国統一保証制度)
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)

(注) 特定社債保証、流動資産担保融資保証(旧売掛債権担保融資保証)等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、引続き部分保証となります。

主な保証制度のご案内

協会の制度

(平成20年4月1日現在)

保証の種類	概要	借入限度額 ()は組合	資金 用途	保証 期間	融資利率	保証料率 (年)%	
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45～1.90	
小口零細企業保証	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (責任共有対象外：100%保証)	1,250万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50～2.20	
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要 とされる方	100万円～ 2億8,000万円	運転 設備	1年又 は2年	金融機関 所定利率	0.39～1.62	
事業者カード ローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円～ 2,000万円	運転 設備	1年又 は2年	金融機関 所定利率	0.39～1.62	
根 保 証	手形割引	2億8,000万円	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39～1.62	
	手形貸付	(4億8,000万円)				0.45～1.90	
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6ヵ月	金融機関 所定利率	0.41～1.86	
経営安定関連保証	経営安定1～8号の認定を受けた方 (1号～6号は責任共有対象外：100%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1号～6号 0.80 7号・8号 0.75	
創 業 関 連 保 証	再挑戦支援 保証	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業を 行う又は創業を行った方 (責任共有対象外：100%保証)	1,000万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00
	創業関連 保証						
創業等関連保証	事業を営んでいない個人が事業開始する時及び 中小企業者が新たに会社を設立し事業開始する 時、並びに事業開始後5年を経過していない方 (責任共有対象外：100%保証)	1,500万円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	
経営革新関連保証	中小企業経営革新支援法に規定する承認経営革 新計画に従い経営革新のための事業を行おうと する方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.85	
中小企業特定社債 保証	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で 資金調達を行いたい時に (部分保証：80%保証)	5億6,000万円	運転 設備	7年	支払金利 発行体所定率	0.45～1.90	
流動資産担保融資 保証	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として 資金調達を行いたい方 (部分保証：80%保証)	2億5,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	0.68	
事業再生保証	法的な再生手続き申立て、再建に取り組んでい る中小企業者が資金調達を行いたい時に (責任共有対象外：100%保証)	2億円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	
事業再生円滑化 関連保証	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうと する中小企業が資金調達を行いたい時に (部分保証：80%保証)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	1.76	
Q1250保証	小規模企業者が迅速に資金調達を行いたい時に (責任共有対象外：100%保証)	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50～2.20	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が簡 易迅速に資金調達を行いたい時に	3,000万円 5,000万円 8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45～1.90	
資金繰り円滑化 借換保証	保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の一 本化により月々の返済額軽減を図りたい時に	利用する各制度の定めるところによります					

▶ 県の制度

(平成20年4月1日現在)

保証の種類		概要	借入の限度額 ()は組合	資金 用途	保証期間 (うち償還)	融資利率 (年)%	保証料率 (年)%		
中小企業 振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要な時に	2,500万円 (6,000万円)	運転	10年 (6ヵ月)	1年以内 2.1 5年以内 2.4	0.45 1.15		
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要な時に	5,000万円 (1億円)	設備	10年 (1年)	7年以内 2.6 10年以内 2.8			
小口零細 企業資金 責任共有対象外 100%保証	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転	7年 (6ヵ月)	1年以内 1.8 5年以内 2.1	0.5 1.05		
	無担保無保証人 貸付	適当な担保・保証人のない小規模企業者の方が事業資金を必要とする時に(個人事業主)		設備	10年 (1年)	7年以内 2.3 10年以内 2.5	0.7		
中小企業 活性化 資金	活 性 化 融 資	・直近の決算期において、税引前損益又は経常利益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方 ・最近3ヵ月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方	3,500万円 (7,000万円)	運転	7年 (1年)	0.45 0.75	0.45 0.75		
	第二創業 支援融資	第二創業計画(不況業種に属する中小企業者が、不況業種以外の業種に新たに進出するための計画)について県が承認した方	3,500万円 (7,000万円)	設備	10年 (1年)				
中 小 企 業 経営改善資金	特 定 取 引 中小企業者向け	特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、不況業種関連中小企業者、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再生・再建 5,000万円	運 転	7年 (1年)	0.45 0.75	特定中小企業者 0.35		
		再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円		融 融 10年 (2年)				
創 造 的 企 業 育 成 支 援 資 金	ものづくり産業 特別融資	・中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運 転 設 備	7年 (1年) 10年 (1年)	7年以内 2.0	0.2		
		・基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備を行う方	2億円	設 備	10年 (1年)			10年以内 2.2	
ベンチャー サポート資金		・大分県ビジネスプラングランプリで一次審査を通過したプランに係る研究開発及び事業化を行う方 ・大分県トライアル発注制度による認定商品の製造等を行う方 ・グッドデザイン商品創出支援事業で採択された開発テーマに係る研究開発および事業化を行う方 ・技術鑑定・マーケティング支援事業によるマッチング成果がAA以上と判定された商品・技術・サービスの事業化を行う方 ・大分県循環型環境産業創出事業で認定された事業計画に係る研究開発及び事業化を行う方	5,000万円	運 転	7年 (2年)	0.35	0.35		
		設 備		10年 (2年)					
創業支援 資金 責任共有対象外 100%保証	新事業創出 融 資	事業を営んでいない個人が事業開始する時及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始する時、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運 転 設 備	7年 (1年)	0.7	0.7		
	創 業 等 支 援 融 資 再 挑 戦 支 援 融 資	事業を営んでいない個人が事業を開始する時、並びに事業を開始した日以後1年を経過していない方 過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業を行う方又は創業後5年未満の方	1,000万円		10年 (1年)				
地域産業振興資金		主な融資対象者 [進出企業取引促進融資] 進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方 [人手不足対策融資] 人手不足を解消するために省力化設備投資を行う方 [災害復旧融資] 災害復旧を行う方 特定の災害については特別融資 [特定施策推進融資] 省エネルギー等施設を設置しようとする方など	3,500万円 (7,000万円)	運 転	7年 (1年)	2.3	0.45 0.85		
		[地域資源活用事業振興融資] 地域資源を活用して県外に事業展開を図ろうとする方	5,000万円 (7,000万円)	設 備	10年 (1年)			災害復旧 特別融資 2.0	災害復旧 特別融資 0.45 0.55
		[事業承継融資] 会社の経営を承継するもので、事業承継計画について県の承認を受けた方	5,000万円	運 転 設 備	10年 (1年)				
環境保全対策資金		環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方	3,500万円 (7,000万円)	設 備	12年 (1年)	2.3	0.45 0.85		
県制度のうちセーフティネットに該当する者(1号~6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)							0.7 (0.3)		

市町村の制度

(平成20年4月1日現在)

保証の種類		概要	借入の限度額	資金 用途	保証 期間	融資利率 (年)%	保証料率 (年)%
大分市	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	2,500万円	運輸 設備	7年 (1千万円 超10年)	2.3	0.39～1.62 (上記の内、市が 75%～85%補助)
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (責任共有対象外：100%保証)	1,000万円		7年		0.43～1.87 (市が全額補助)
	開業資金	開業予定の方が開業に係わる資金を必要とする時や、開業後1年未 満の方が事業資金を必要とする時に(責任共有対象外：100%保証)		設備	10年	0.8 (市が全額補助)	
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び 工場等の移転資金を必要とする時に			2.0	0.39～1.62 (市が全額補助)	
	季節資金	夏期特別資金(6月2日～8月20日) 年末特別資金(11月4日～12月22日)	600万円	運輸	6か月 以内	1.9 (変動あり)	0.45～1.90 (協会等資金利用の場合は 0.41～1.86)
別府市	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金が必要な時に	1,500万円	運輸 設備	10年	1.8	0.40～1.70
	中小企業経営安定資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金を必要とする、セーフティネット保証適用の方に (1号～6号は責任共有対象外：100%保証)	1,000万円	運輸 設備			1号～6号 0.80 7号・8号 0.75 (市が全額補助)
	中小企業開業資金	市内に居住しており、市内に開業予定、又は、開業1年未 満の方に(責任共有対象外：100%保証)	600万円	運輸 設備	5年 7年	1.0 (市が全額補助)	
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証)	適当な担保・保証人のない小規模企業者が事業資金を必要と する時に(責任共有対象外：100%保証)		0.45～1.97			
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要な時に	1,000万円	設備	10年	0.40～1.70 (市が全額補助)	
	年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	運輸	6か月	0.41～1.86	
	高度情報化通信 技術活用資金	生産性向上、経営の高度化及び効率化を図るための高度情報 通信技術活用に必要な資金等	1,000万円	運輸 設備	6年	2.0	0.45～1.90 (一部の業種等で 市が全額補助)
設備改善資金	設備の近代化、経営の合理化等に必要資金	1,000万円	設備	6年			
環境保全施設設備資金	大気汚染、水質汚濁に係る各種処理施設・機械等に要する資金	1,000万円	設備	6年	1.0		
創業資金	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創業に関す る資金(責任共有対象外：100%保証)	1,000万円	運輸 設備	5年 7年	1.8	0.45～1.90 0.41～1.86	
経営安定資金	経営安定に必要な運転資金等	1,000万円	運輸	6年	0.45～1.90		
季節資金	越益・越年資金	200万円	運輸	6か月	0.41～1.86		
日田市	振興資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金が必要な時に	100万円 1,000万円	運輸 設備	7年	2.1	0.40～1.70 (設備資金のみ市が 全額補助)
	開業資金	市内に居住しており、市内に開業予定、又は、開業1年未 満の方に(責任共有対象外：100%保証)	100万円 1,000万円				0.86 (市が全額補助)
	女性若者起業 支援資金	市内に居住し、市内に開業予定又は開業1年未満であって、 女性又は35歳未満の方及び市内に転入して1年未満の方 (責任共有対象外：100%保証)	100万円 500万円	設備	8年 6年	2.1 (市が全額補助)	0.40～1.70 (市が3割以内補助)
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要な時に	準工業地域100万円、2,000万円 その他地域50万円、1,000万円	設備	8年 6年	2.1 (市が3割以内補助)	0.40～1.70 (市が3割以内補助)
	季節資金	益・年末など金融繁忙期のために	50万円 400万円	運輸	夏5か月 冬6か月	1.8 (変動あり)	0.41～1.86 (市が全額補助)
	新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	100万円 2,000万円	運輸 設備	5年 10年	2.5% 10年2.75%	0.45～1.90 (市が全額補助)
佐伯市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金が必要な時に	1,000万円	運輸 設備	5年 7年	2.0	0.40～1.70 (セーフティネット保証 適用分は市が全額補助)	
小規模企業者 振興資金	適当な担保・保証人のない小規模企業者が事業資金を必要と する時に (個人事業主の場合：責任共有対象外：100%保証)		運輸 設備	5年 7年		個人 0.86 法人 0.40～1.70 (セーフティネット保証 適用分は市が全額補助)	
臼杵市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金が必要な時に	100万円 1,000万円	運輸 設備	5年 7年	2.0	0.40～1.70 (市が3/4補助)	
津久見市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金が必要な時に	1,000万円	運輸 設備	5年 7年	2.0	0.45～1.90 (市が1/2補助)	
豊後高田市	中小企業者 振興資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金が必要な時に	500万円	運輸 設備	金融機関の 定めによる	1.8	0.45～1.90 (市が1/2補助)
	季節資金	中小企業者が越益又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運輸	6か月		0.41～1.86 (市が1/2補助)
杵築市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金が必要な時に	500万円	運輸 設備	5年	大分県中小企業 振興資金に準ずる	0.45～1.90 (市が3割補助)	
宇佐市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設 備資金が必要な時に	500万円 1,000万円	運輸 設備	5年 7年	大分県中小企業 振興資金に準ずる	0.45～1.90 (市が1/2補助)	

平成19年度事業報告

▶ 貸借対照表

(平成20年3月31日現在) (単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基本財産	12,775,840
		基金	5,403,887
預 け 金	16,347,200	金融安定化特別基金	797,738
		基金準備金	6,574,215
金 銭 信 託	0	収支差額変動準備金	3,015,000
		制度改革促進基金	193,180
有 価 証 券	9,789,821	責任準備金	1,249,842
		求償権償却準備金	462,403
動 産・不 動 産	359,838	退職給与引当金	599,485
		損失補償金	913,429
損失補償金見返	87,654	保証債務	201,742,132
		求償権補填金	0
保証債務見返	201,742,132	借入金	5,725,000
		雑勘定	3,816,901
求 償 権	1,498,055	仮受金	73,183
		保険納付金	96,465
雑 勘 定	668,511	損失補償納付金	4,418
未 収 利 息	38,946	未経過保証料	3,638,081
未経過保険料	499,878	未払保険料	1,818
そ の 他	129,686	未払費用	2,935
合 計	230,493,211	合 計	230,493,211

中小企業金融安定化特別保証制度に係る出捐金の累計額 950,000千円

中小企業金融安定化特別会計に係る当期収支差額の累計額 152,262千円

*各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計金額と一致しません

▶ 基本財産

(平成20年3月31日現在) (単位:千円)

区 分	金 額	構成比 (%)
基金	5,403,887	42.3
出捐金	4,881,584	38.2
県	4,317,217	33.8
市町村	548,664	4.3
金融機関	15,703	0.1
金融機関等負担金	1,472,303	11.5
基金準備金	6,574,215	51.5
金融安定化特別基金	797,738	6.2
基本財産合計	12,775,840	100.0

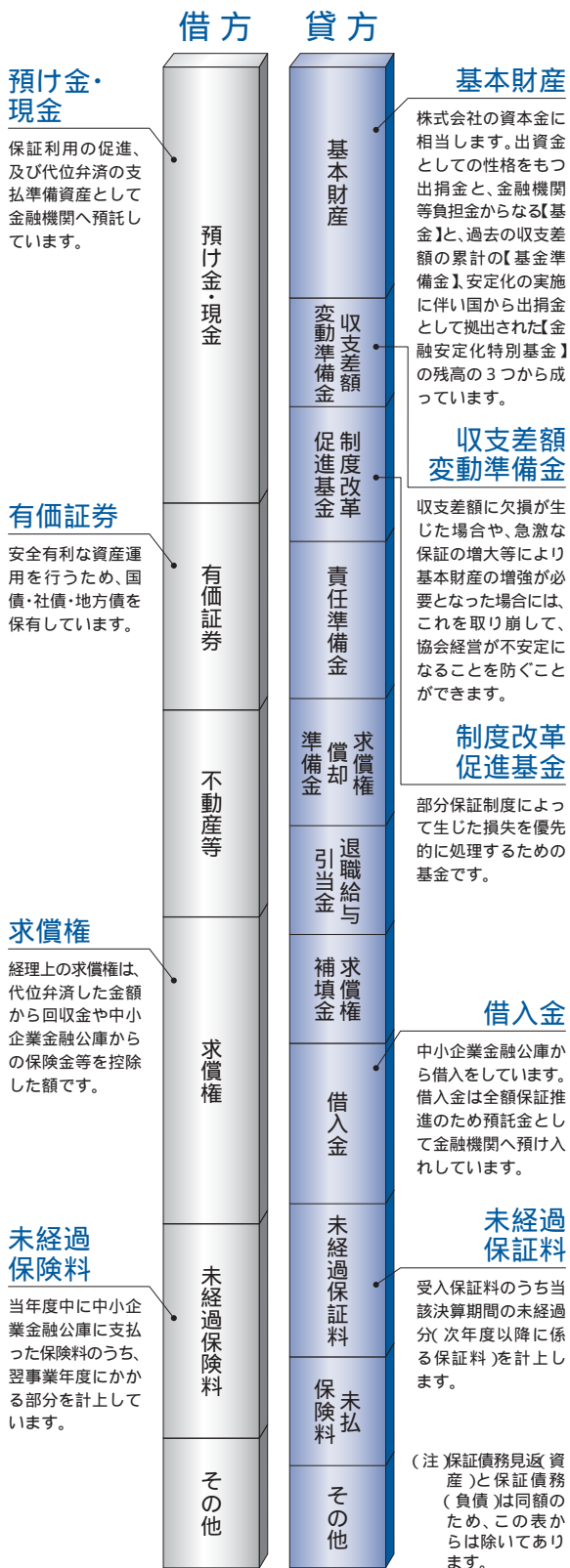
▶ 収支計算表

(平成19年4月1日～平成20年3月31日) (単位:千円)

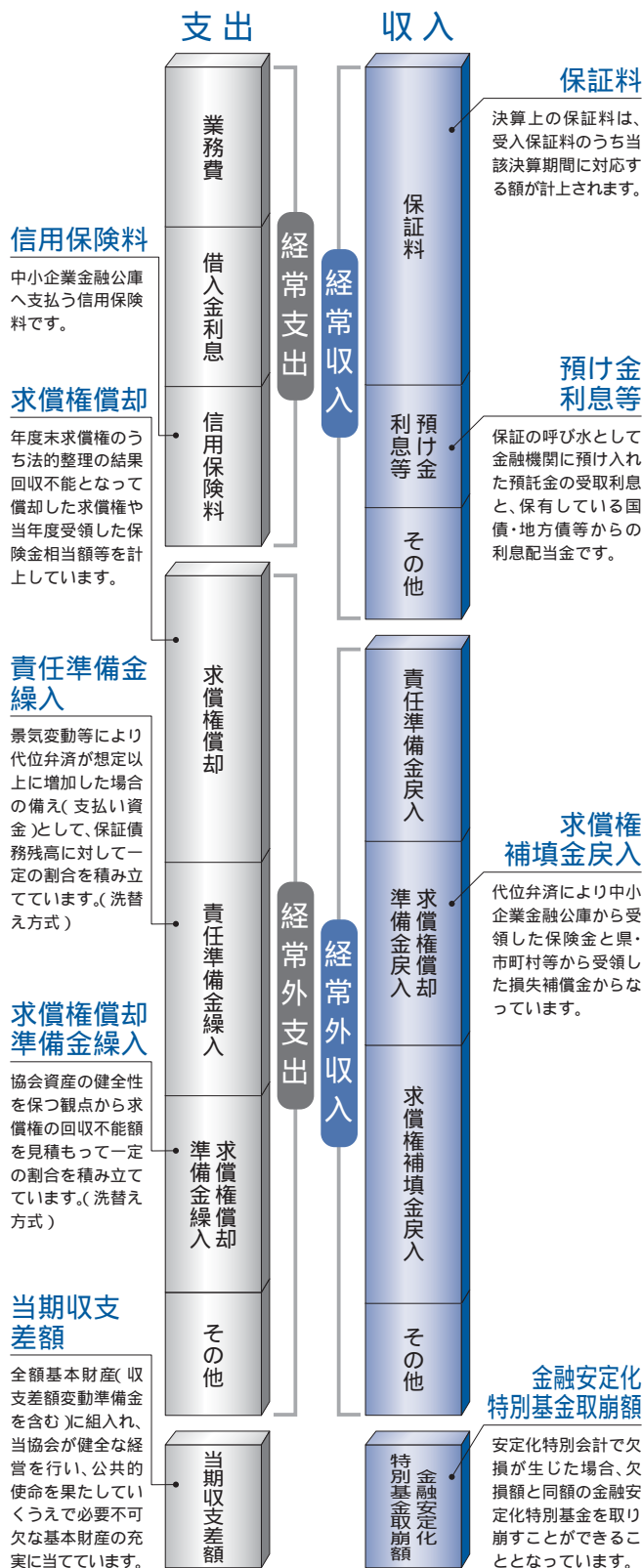
科 目	金 額
経常収入	2,656,827
保証料	2,192,196
預け金利息	34,017
有価証券利息・配当金	98,783
延滞保証料	6,773
損害金	7,946
事務補助金・その他	299,569
責任共有負担金	0
雑収入	17,543
経常支出	1,746,706
業務費	636,920
役職員給与	350,910
退職給与引当金繰入	28,560
その他人件費	78,574
旅費	3,617
事務費	63,644
賃借料	6,724
動産・不動産償却	13,140
信用調査費	2,857
債権管理費	63,182
指導普及費	5,962
負担金	19,751
借入金利息	6,222
信用保険料	1,099,171
雑支出	4,392
経常収支差額	910,121
経常外収入	5,503,075
償却求償権回収金	107,825
責任準備金戻入	1,279,573
求償権償却準備金戻入	330,427
求償権補填金戻入	3,784,517
保険金	3,418,546
損失補償補填金	365,971
補助金	0
その他収入	734
経常外支出	5,946,248
求償権償却	4,232,627
有価証券償却	0
雑勘定償却	0
責任準備金繰入	1,249,842
求償権償却準備金繰入	462,403
退職金	1,226
その他支出	150
経常外収支差額	443,173
金融安定化特別基金取崩額	5,629
制度改革促進基金取崩額	2,682
当期収支差額	475,258
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	475,258

用語解説

貸借対照表



収支計算書



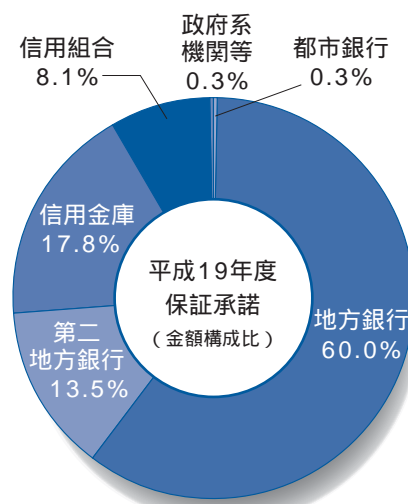
信用保証の動向

平成19年度信用保証業務の状況 金融機関群別

▶ 保証承諾

(単位:件、千円、%)

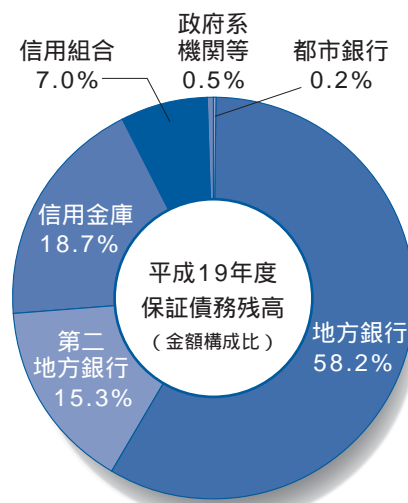
区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	15	288,000	213.3
地方銀行	4,672	61,997,543	95.1
第二地方銀行	1,275	13,944,650	86.0
信用金庫	2,398	18,379,647	94.3
信用組合	1,066	8,379,088	110.2
政府系機関等	15	305,200	74.8
合計	9,441	103,294,127	94.7



▶ 保証債務残高

(単位:件、千円、%)

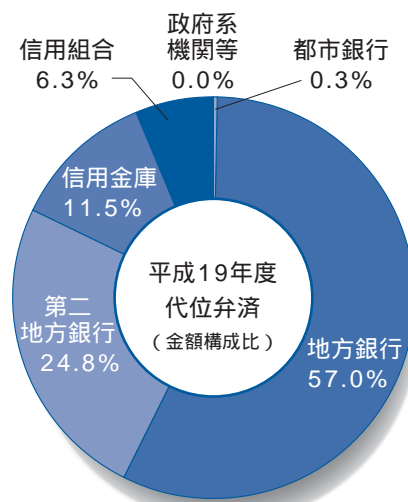
区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	22	370,668	91.6
地方銀行	11,446	117,495,535	97.9
第二地方銀行	3,949	30,909,512	88.9
信用金庫	6,225	37,826,425	104.8
信用組合	2,341	14,091,201	111.6
政府系機関等	59	1,048,792	93.5
合計	24,042	201,742,132	98.4



▶ 代位弁済

(単位:件、千円、%)

区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	1	17,242	22.0
地方銀行	240	2,859,319	120.4
第二地方銀行	180	1,242,856	122.9
信用金庫	101	576,628	186.2
信用組合	60	316,802	113.4
政府系機関等	0	0	-
合計	582	5,012,847	123.0



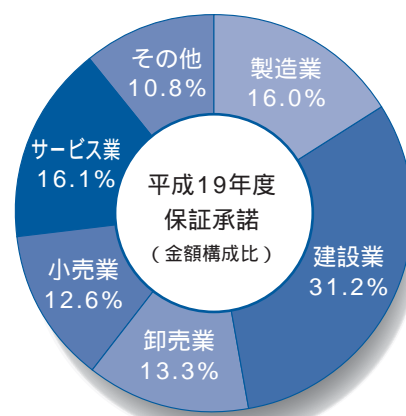
注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含みます。(前年比も同じ)

平成19年度信用保証業務の状況 業種別

▶ 保証承諾

(単位:件、千円、%)

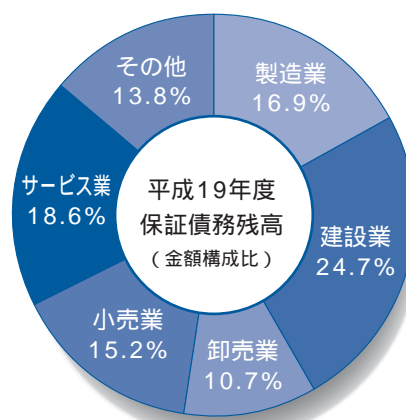
区分	件数	金額	金額前年比
製造業	1,434	16,545,370	82.7
建設業	2,987	32,193,143	101.3
卸売業	986	13,687,420	120.4
小売業	1,603	13,037,771	77.9
サービス業	1,507	16,681,823	94.8
その他	924	11,148,600	96.2
合計	9,441	103,294,127	94.7



▶ 保証債務残高

(単位:件、千円、%)

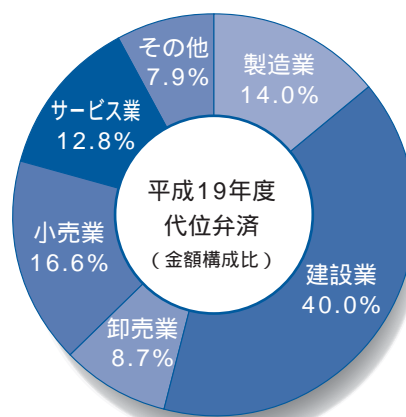
区分	件数	金額	金額前年比
製造業	3,562	34,191,968	98.1
建設業	6,275	49,779,011	97.4
卸売業	1,914	21,577,944	106.9
小売業	4,684	30,729,345	93.7
サービス業	4,518	37,540,432	98.9
その他	3,089	27,923,432	99.2
合計	24,042	201,742,132	98.4



▶ 代位弁済

(単位:件、千円、%)

区分	件数	金額	金額前年比
製造業	82	699,777	197.5
建設業	208	2,004,903	169.0
卸売業	43	435,893	88.2
小売業	116	833,987	97.5
サービス業	86	642,634	130.6
その他	47	395,654	57.1
合計	582	5,012,847	123.0

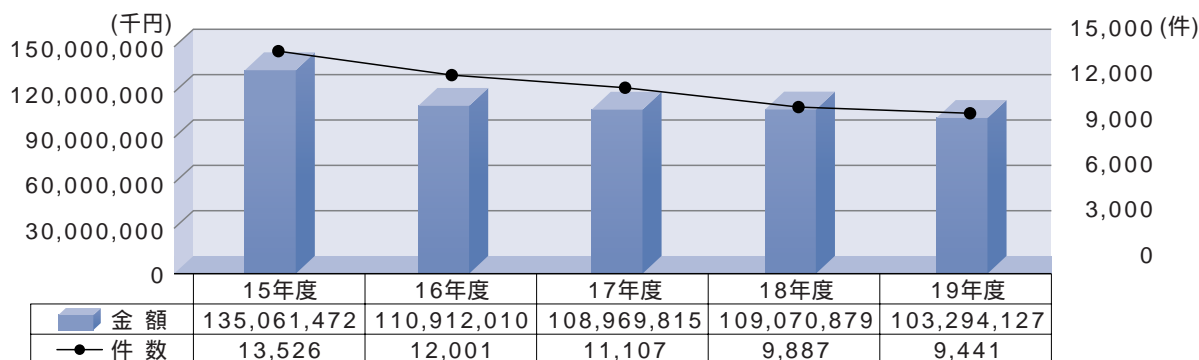


平成19年度信用保証業務の状況 市町村別

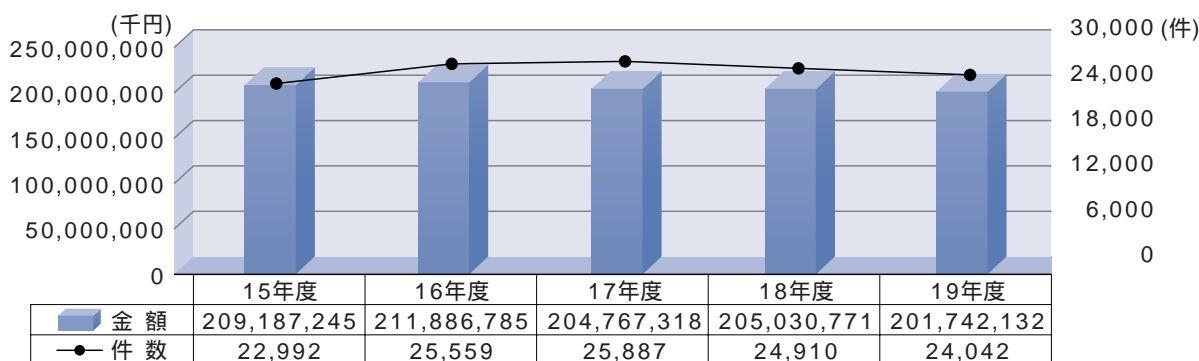
(単位:件、千円、%)

市町村	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
大分市	3,708	45,393,489	43.9	9,955	89,857,139	44.5	200	1,558,640	31.1
別府市	938	10,016,871	9.7	2,860	22,922,988	11.4	82	720,609	14.4
中津市	786	7,705,320	7.5	1,801	15,015,336	7.4	30	247,823	4.9
日田市	681	6,008,080	5.8	1,601	11,162,387	5.5	43	438,740	8.8
佐伯市	670	7,415,150	7.2	1,544	13,931,964	6.9	44	621,383	12.4
臼杵市	314	3,706,870	3.6	808	7,740,104	3.8	16	179,235	3.6
津久見市	171	1,267,850	1.2	403	2,552,075	1.3	9	29,863	0.6
竹田市	159	1,511,480	1.5	406	3,051,046	1.5	21	181,396	3.6
豊後高田市	152	1,909,309	1.8	365	3,009,734	1.5	2	1,765	0.0
杵築市	261	2,916,360	2.8	546	4,388,201	2.2	8	25,019	0.5
宇佐市	481	5,061,570	4.9	1,088	9,010,299	4.5	32	293,291	5.8
豊後大野市	267	2,448,550	2.4	553	3,638,786	1.8	15	209,019	4.2
由布市	244	2,326,810	2.3	631	4,367,031	2.2	12	52,486	1.0
国東市	175	1,466,300	1.4	505	3,131,181	1.6	54	324,605	6.5
市計	9,007	99,154,009	96.0	23,066	193,778,271	96.1	568	4,883,875	97.4
東国東郡	5	14,500	0.0	10	35,643	0.0	0	0	0.0
速見郡	140	1,421,600	1.4	358	2,810,569	1.4	5	90,497	1.8
玖珠郡	255	2,168,619	2.1	531	3,833,387	1.9	5	8,299	0.2
郡部計	400	3,604,719	3.5	899	6,679,598	3.3	10	98,797	2.0
県外	34	535,400	0.5	77	1,284,263	0.6	4	30,176	0.6
合計	9,441	103,294,127	100.0	24,042	201,742,132	100.0	582	5,012,847	100.0

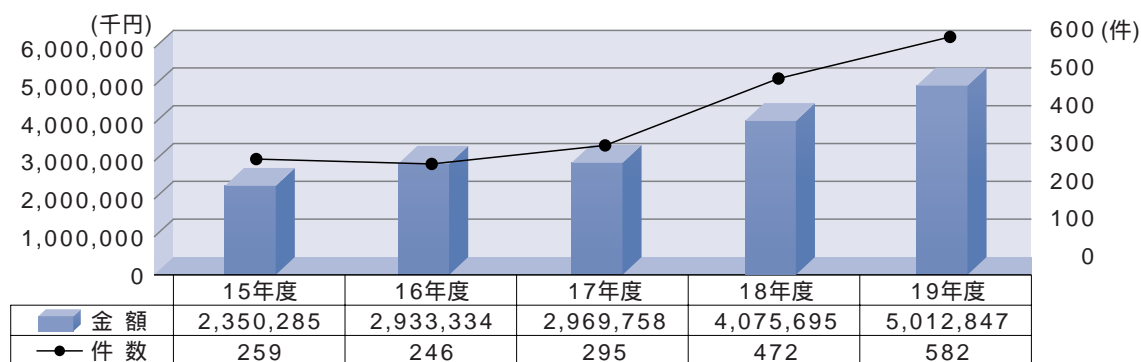
▶ 保証承諾の推移



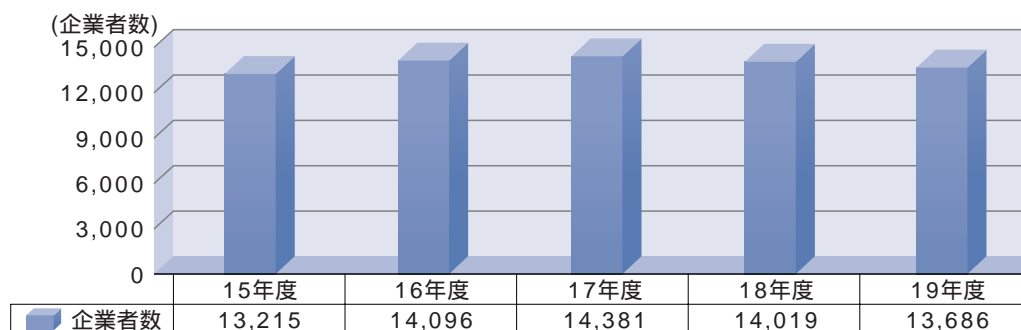
▶ 保証債務残高の推移



▶ 代位弁済の推移



▶ 利用企業者数の推移



平成19年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果について公表しています。

今般、平成19年度経営計画の実施状況について、外部評価委員会（委員：岡村邦彦弁護士、河野光雄公認会計士）の意見・アドバイスを踏まえて自己評価を行いましたので、公表いたします。

1. 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の状況

大分県の景気は、電気機械・輸送用機械や鉄工・精密機械が高操業を継続しているなかで、雇用環境の改善が一服しているほか、原材料価格高騰の影響等から企業マインドが悪化しており全体として持ち直しの動きが一服している。一方、中小企業では、原油価格高騰による燃料費の増加や原材料費の増加をコストに転嫁できておらず、中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にある。

(2) 中小企業向け融資の動向

日銀大分支店の調査によると、県内貸出は法人向けの減少等から貸出金残高は減少となっており、中小企業から見た金融機関の企業向け貸出態度判断は「厳しい」が増加している。

(3) 大分県内中小企業の資金繰り状況

中小企業の業況判断は原材料の価格の高騰の影響から悪化の方向にあり、資金繰り景況感は運転資金の増加により借入金返済期間は長期化している。

(4) 大分県内中小企業の設備投資動向

県内企業の設備投資は、輸出用機械、精密機械等を中心に大規模な能力増強投資から製造業を中心に前年度を上回っているが、中小企業の設備投資は低調に推移している。

(5) 大分県内の雇用情勢

日銀大分支店の調査によると、08年3月の有効求人倍率は0.95倍で3カ月連続で1倍を下回ったが、同倍率は引き続き九州トップ（平均0.68倍）の水準を維持している。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

責任共有制度の円滑な実施

説明会等で金融機関と情報を共有しながら円滑な制度導入を図り、さらに連携を強化することでより深く中小企業支援を行う。

- ・責任共有制度の円滑な導入を図るため、県内6地区（大分地区・別府地区・中津地区・日田地区・佐伯地区・豊肥地区）において、各金融機関担当者、商工会指導員、地方公共団体担当者を対象に説明会（参加者264名）を開催した。
- また、各商工会、商工会議所団体に6回、地元6金融機関に31回の説明会を開催し、円滑な制度導入と金融機関との連携強化を推進した。

大分県金融円滑化特別対策事業の推進

- 同事業が平成19年9月まで延長されたことから、説明会等で周知及び推進を行う。
- ・中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、中小企業者に対する金融円滑化を一層推進するため、平成15年8月から「大分県金融円滑化特別対策事業」が実施されている。このうち県制度資金は低利率の固定金利であり中小企業者のニーズも高く、積極的に保証推進を行ったことにより、上期の保証承諾は3,140件、323億51百万円（金額前年比120.0%）と上期の保証承諾目標金額250億円を大きく上回った。下期の保証承諾は2,699件、220億43百万円（金額前年比77.4%）と上期の反動により減少したものの、年間保証承諾は5,839件、543億94百万円の実績を残すことが出来た。

新たな金融調達手法の推進

- 不動産担保に依存しない手法として、売掛債権担保保証が拡充されることから金融機関や関係団体への説明会等で周知を図り、より積極的な推進を行う。
- ・不動産担保に依存しない手法として売掛債権担保保証が拡充されたことから、当協会の職員全員に対して説明会を開催し、県内金融機関の融資責任者に対して全体説明会を開催した。
- また、保証担当者が金融機関訪問の際に融資担当者へ保証利用を積極的に提案し、保証承諾54件、12億42百万円の実績を残すことが出来た。

セーフティネット保証の推進

- 業況の悪化している業種に属する中小企業者や、自然災害によって大きな打撃を受けている中小企業者に対し、ホームページへの掲載、パンフレットの作成、説明会の開催等により制度の更なる推進を行う。
- ・経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とした「セーフティネット保証」について、金融機関ブロック単位の融資相談会・勉強会や地域商工会議所主催の金融相談会等で制度要件の説明を行い周知に努めた。

また、保証担当者と金融機関融資担当者との保証案件協議の際に積極的に取組提案を行ったが、保証承諾715件、135億29百万円（金額前年比72.6%）と前年を下回った。

利用企業者数の増加

広報機能の強化や関係機関との連携強化により、未利用企業者に対する利用促進を行う。

- ・新規企業の開拓、育成による利用企業者の増加を平成16年度から重点項目としている。広報機能の強化や関係機関との連携により新規獲得に努めたが、代位弁済や廃業等により前年度末14,019企業から13,686企業に減少した。しかし、保証利用浸透度は県内中小企業数の減少により33.1%となり九州上位を維持している。

- * 利用浸透度は、平成19年度総務省「事業所・企業統計調査（平成18年度）」を中小企業庁で再編加工した中小企業者数（中小企業者数41,386企業）により算出。

- * 中小企業者数の推移（平成13年10月：中小企業者数46,603企業、平成16年10月：中小企業者数43,010企業）。

経営支援機能の強化

経営支援態勢を強化し、金融機関や関係団体と連携し、中小企業者の経営支援に更に積極的に取り組む。

- ・平成18年4月から業務部に設置した「経営支援室」と管理部に設置した「再生支援室」を、平成19年4月に「経営・再生支援室」とし業務部に設置、責任者として室長に中小企業診断士を配属し、専任の調査役と職員2名の4名体制とし充実を図った。

- ・一般的な経営相談に加え、台風災害先等からの金融相談を受け、68企業に対し保証取組みを実施した。

- ・地元信用金庫が主催したビジネスマッチング（中小企業者の異業種交流会）に当協会のブースを設け、相談体制を整えた。

- ・再生手続開始申立等企業に指定された企業と取引があり、回収困難な債権がある中小企業者のうち21企業について企業訪問のうえ、面談、実地調査を行い経営支援に取り組んだ。

- ・求償権消滅保証は、保証承諾1件、35百万円を実施した。

目利き職員の養成

全国信用保証協会連合会研修への参加やOJTにより、中小企業の将来性や技術力を的確に評価できる職員を養成する。

- ・中小企業の将来性や技術力を的確に評価できる職員の養成を目的として、全国信用保証協会連合会「企業の目利き講座」研修に職員を参加させたほか、中小企業診断士育成のため「中小企業診断士試験（1次・2次）対策講座」に職員を参加させた。結果として、1名 中小企業診断士の資格を取得し、1名 1次試験に合格した。

また、若手保証担当者に対して、ベテラン職員のOJTによる人材育成を通じて必要な知識の習得やブラッシュアップに努めた。

- ・自己啓発として業務に関連する通信教育を12名が受講し知識習得に努めた。

（2）期中管理部門

金融機関との連携による期中管理の強化

要管理先について早期実態把握に努め、中小企業者の実態に即し、返済額の軽減、一定期間の返済猶予、期限の延長等条件変更により正常化を図る。

- ・定期的に金融機関を訪問の上、期中管理案件を協議した。特に大口・担保付案件については金融機関担当者、当事者面談で状況把握を徹底した結果、総体で700件の条件変更対応による事業継続支援を行った。

また、調整見込みがないと判断した582件、50億13百万円に対して、早期の代位弁済実施に努めた。

関係部門（保証・回収）との連携強化

関係部門（保証・回収）との情報交換等により連携強化を図り、効果的かつスムーズな調整に努めるとともに代位弁済案件については早期回収の着手に繋げる。

- ・事故案件について、保証部門と連携し必要資料を回覧の上、情報共有に努めた。

- ・代位弁済案件について、毎月回収部門と「情報交換会議」を行い、5千万円以上の大口・担保付案件については、不動産評価資料等情報収集に努め役員へ報告し回収策を協議した。

期中管理部門の整備充実

期中管理事務の流れを見直し、効率的な調整や代位弁済事務手続きを行えるようにする。

- ・平成19年度以降、景気不透明感により増大する事故報告案件に対応し、その後の回収業務を促進させるために、「業務変更チーム」を発足させた。そこで業務の見直しを行い事務の効率化を図るため、事務部門（管理一課）と現業部門（管理二課）に分離し、平成20年度より新体制で業務が行えるように変更した。

（3）回収部門

早期回収の着手

期中管理部門と連携し、早期回収の着手により回収実績の増加に努める。

- ・当該年度新規代位弁済案件について、速やかに回収作業に移行できるように期中管理部門と「情報交換会議」を行い、特に担保付案件については担保の再評価並びに実地調査を全件実施、報告書を作成し、大口5千万円以上の案件については役員を含め検討した。

求償権先の実態把握

債権者への訪問督促を強化し、面談実績を高めるとともに定期入金先との増額交渉や一括弁済交渉に努める。

- 回収意識の向上のため「平成19年度管理部年度回収方針」を策定の上、回収担当者に周知徹底を図り、その進捗管理については回収担当者ごとの「進捗管理表」、「交渉経過一覧表」により実施した。また、回収促進のため休日督促1回、夜間督促3回を行い、法的措置を推進し、5千万円以上の大口案件については定期的に進捗管理を行ったが、無担保・第三者保証人を徴求しない債権及び法的整理債権の増加により回収額は12億8百万円となった。

サービサーを活用した回収の促進

無担保債権の増加に対応して、サービサーへの回収委託による効率的な回収に努める。

- 保証協会サービサーへの委託基準の見直しを行い、無担保債権を中心とした委託増加を行った結果、本年度においては300件、18億86百万円の新規委託を実施した。この結果、サービサーの年間回収額は1億82百万円となり、全体回収額の15.0%を占めるに至った。

事業再生支援など新たな制度への取組み

再生支援など新たな取組みへの検討・協議を行い、求償権先の実情に即した対応に努める。

- 平成18年度に管理部に設置した「再生支援室」が、平成19年度は業務部に新たに「経営・再生支援室」として設置されたため、再生支援関係についてはその情報の共有化に努めた結果、求償権消滅保証を1件、35百万円を実施した。また、「求償権の放棄」等を含む再生案件について、大分県中小企業再生支援協議会と常時綿密な協議を行い、県制度資金については大分県と定期的に会議を実施し、積極的にその対応に努めているところである。

(4) その他間接部門

コンプライアンス体制の充実・強化

コンプライアンスプログラムに基づき、研修・啓蒙活動を行うとともに適宜法令遵守態勢の検証を行う。

- コンプライアンスマニュアル及び規程等の見直しを行った。
- 平成19年度コンプライアンスプログラムの周知徹底を図るため、年度初めにコンプライアンスプログラムの内容及び組織体制について各部のコンプライアンス担当者が説明会を各部毎に開催し全員に周知徹底した。年度初め、年末・年始の会長の訓話でコンプライアンスに関する事項を徹底した。
- 平成19年度コンプライアンス委員会は委員6名により定例委員会を四半期に1回、その他報告事項がある都度随時開催することとした。その結果、定例4回随時2回計6回のコンプライアンス委員会を開催しコンプライアンスに関する報告等を協議し対応した。
- コンプライアンスプログラムに基づき内部講師による研修を階層別・部署別に2回（全員参加）開催し、外部講師による「人権研修」1回（全員参加）及び「メンタルヘルス研修」2回（全員参加）を開催した。その他大分県等が行う外部の人権研修に5名参加させた。
- 「コンプライアンスニュース」は、新聞記事、ニュース等で報道された飲酒運転等改正道交法違反、顧客情報紛失、注意義務違反、セクハラ、パワハラ等に関する事項について12回配信し、役職員に法令遵守を徹底した。
- 苦情等事案の発生は、16件あったがいずれも迅速に対応し、全事案をコンプライアンス委員会に報告し検証を行った。
- 個人情報の管理は、定型規定外作業についてデータの移送・送信・送付を承認願いで管理し、点検について日常業務を毎日点検担当者がチェックする体制とした。監査について、内部監査において規定通りに運用管理されているか点検責任者が管理する体制とした。
- 啓蒙活動として、日常的なチェック事項25項目（25のマナーチェック）を定め達成度評価を7月と12月に実施した結果、意識の向上に繋がった。コンプライアンスチェックシートを計画通り2回実施した。

また、毎月各課の課内会議でコンプライアンスに関する事、個人情報保護に関する事等の討議を行い、その結果を役員まで文書で報告している。

- 平成20年度コンプライアンスプログラムの策定は、平成20年2月に各部のコンプライアンス担当者によりコンプライアンス態勢の見直し、コンプライアンス研修の実施状況等を協議しこれを踏まえてコンプライアンスプログラム原案を作成し、コンプライアンス委員会で審議の上決定した。これを同年3月の第179回理事会及び役員会に諮り承認を得た。

金融機関との適切な責任共有制度導入への取組みと整備

金融機関との適切な責任共有制度システムの対応等スムーズな導入と運営に向けた取組みを行う。

- 九州ブロック共同システムへの移行が責任共有制度導入以降となることから、当協会独自で暫定システムを構築し対応した。
- 協会内に責任共有制度に対する苦情受付窓口を設置し対応したが大きなトラブルは発生しなかった。広報については、ホームページ、月報、季刊誌を活用し、更に商工会議所、中小企業団体中央会、大分県産業創造機構の機関誌に広告掲載するとともに新聞にも広告を掲載した。

電算システムの共同化への取組みと整備

電算システムの共同化のスムーズな導入により、業務を効率化・合理化し経営基盤の強化に努める。

- 九州ブロック共同システムへの移行を平成20年1月と予定していたが機器設置の遅れ、システム開発の見直しにより平成20年4月に変更した。

- ・平成20年1月にプログラムの単体テスト、2月にシステム並行ランニング、3月に最終確認のスケジュールとし、新システムへの様式変更、事務手続き変更も3月までに無事終了した。
- ・内部作業説明では、各部に責任者を置き企画情報課の電算担当者が中心となって行動し約200項目に及ぶ障害や要望事項を処理した。
- ・様式変更では、金融機関毎の説明会を開催し、支店説明会を開催できなかった金融機関に対しては説明ビデオテープを作成して配布した。
- ・その他、月報、チラシ等を作成し配布するとともに、業務部の保証担当者が金融機関の支店窓口を訪問し様式や事務手続の変更を説明し、周知徹底に努めた。

広報活動の充実

- ・ホームページや機関誌の充実等により中小企業向けの広報活動に努める。
- ・年度初めに協会案内や保証制度等のリーフレットやパンフレットを作成し、県内金融機関、商工団体、地方公共団体等の窓口に配布した。
- ・A B L保証等新設保証制度の金融機関本部向け説明会（金融機関、地方公共団体等 参加者28名）を開催した。
- ・平成19年度から、月報を保証実績に関して毎月発行するものと多種多様な情報誌として3カ月に1回発行する季刊誌の2種類を発行することとした。季刊誌には、責任共有制度やセーフティネット保証、国の施策情報に加え中小企業者紹介や金融機関支店訪問、協会職員紹介等を盛り込んだ。
- ・また、中小企業実態調査アンケートに保証協会のパンフレットやチラシを同封し制度の広報に努めた。
- ・責任共有制度導入の広報について、月報にチラシを入れ季刊誌に毎回記事を掲載した。関係機関や商工団体の広報誌に広告を掲載したほか、新聞にも初めて広告を掲載した。
- ・平成19年10月以降の責任共有制度導入後の県制度・提携制度等の変更について、金融機関説明会を金融機関毎に開催し約定書の指針解説、新書式（条件変更・事故報告様式の改訂）についても説明した。
- ・ホームページは刷新することとして検討を進めており、情報を充実させ平成20年7月にリニューアルすることとしている。

3. 事業計画について

当協会の平成19年度の事業概況について、県内中小企業者が引き続き厳しい経営環境にある中で、基本業務である保証承諾は9,441件、金額1,033億円となり、前年比では件数95.5%、金額94.7%、計画比金額は105.4%であった。

保証債務残高は24,042件、金額2,017億円となり、前年比では件数96.5%、金額98.4%、計画比金額は102.4%であった。

保証承諾は、平成19年10月からの「金融機関との責任共有制度導入」の影響で、一般制度より有利な保証料率体系の県制度資金が上期で323億51百万円（金額前年比120%）と大きく伸びた。下期はその反動もあり借換保証の減少等で保証承諾の伸びは低調であったが、年間を通して計画を上回り保証債務残高の落ち込みも小幅なものとなった。その結果、保証債務残高も計画を上回ることが出来た。

一方、代位弁済は582件、50億13百万円となり、前年比では件数123.3%、金額123.0%と、件数・金額ともに大幅な増加となった。これは、県内倒産発生状況が件数で4年振り100件を突破、平成以降8番目となり負債総額も平成以降最大、過去2番目となったことと、法的整理による企業倒産が増加し、業種的には建設業が40%を超え、小売・卸売業も倒産が増加した。特に老舗の業者や零細企業が経営環境の急激な変化に対応できず代位弁済の増加となっている。

また、回収は担保物件の処分が低迷したことにより12億8百万円と前年度に比べて90.8%と減少した。

4. 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、収支差額は4億75百万円の黒字計上となった。この収支差額の処理として、4億75百万円全額を基金準備金に繰り入れ基本財産の増強を図った。

5. 財務計画について

基本財産のうち基金準備金については、収支差額により4億75百万円を繰り入れ、期末の基金準備金は65億74百万円となった。金融安定化特別基金は、金融安定化特別会計の収支差額 6百万円を取崩し7億98百万円となった。

この結果、基本財産総額は127億76百万円となった。

6. 主要業務数値

平成19年度の保証承諾等の主要業務数値は、右のとおりです。

項目	金額(百万円)	前年比(%)	計画比(%)	計画額(百万円)
保証承諾	1,032,94	94.7	105.4	98,000
保証債務残高	2,017,42	98.4	102.4	197,000
代位弁済	5,013	123.0	131.9	3,800
回収	1,208	87.3	90.8	1,330

平成19年度外部評価委員会意見書

業務環境

平成19年度の大分県の景気は、電気機械・輸送用機械や鉄鋼・精密機械の大手企業は高操業を継続し設備投資も製造業を中心に前年度を上回ったが、中小企業では、原油価格高騰による燃料費の増加や原材料費の増加により、経営環境は依然厳しい状況にあった。

保証部門について

全国の信用保証協会は、平成19年10月から金融機関との責任共有制度を導入し金融機関と連携して中小企業を支援することとした。大分県でも、責任共有制度のスムーズな導入を図るため金融機関や各種団体にきめ細かく説明会を開催し周知徹底を行っていた。制度導入後の保証申込は若干減少しているが、不動産担保に依存しない手法としての売掛債権担保保証の拡充や第三者保証人を徴しない保証を積極的に推進しており保証の拡充に努めている。今後とも、責任共有制度の導入により中小企業者が不利益を受けないように関係機関と十分連携し支援に努めて頂きたい。また、業況の悪化している中小企業者や民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者と取引がある中小企業者を対象とした「セーフティネット保証」について、制度説明会や融資相談会を開催し周知に努めているが、保証承諾実績は135億円で前年比72.6%にとどまった。中小企業支援の保証制度の中でも、創業や再生支援への取組み強化を次年度以降も積極的に推進して頂きたい。

期中管理部門について

経営支援機能の強化を図るため経営・再生支援室を平成19年度に設置し、中小企業者の実態に即した返済額の軽減・一定期間の返済猶予や期限の延長を行い正常化に向けた努力を行っている。特に大口・担保付き先については、金融機関の担当者、中小企業者と面談し状況把握ができたことにより、総体で約700件の先に対し条件変更等により事業継続支援を行っていたことは評価できる。一方、代位弁済は、大分県内の倒産発生件数が4年振りに100件を突破し平成以降最大の負債総額となったことや法的整理等による企業倒産が増加していることから、2年続けて計画を大きく上回り過去最高額の50億13百万円となった。これにより、保証債務平均残高に占める代位弁済率は2.48%と前年に比べて0.47%増加したものの九州では最も低く全国的に見てもまだ低い水準にあるが、代位弁済を抑制する努力を行うとともに引き続き積極的な保証支援を行って頂きたい。

管理部門について

回収については、無担保・第三者保証人がいない債権の増加や法的整理債権の増加により回収率は前年に比べて2.71%低下している。保証協会サービサーの活用による回収の効率化等に一層努めて頂きたい。

その他部門について

コンプライアンス態勢の充実・強化を図るため、コンプライアンスプログラムを策定し理事会で承認を得ていた。これを、役員が率先垂範するため会長が年度初めや年末年始の訓話等でコンプライアンスの遵守を徹底しており、内部研修でもコンプライアンス担当者が徹底していた。また、外部講師による人権研修やメンタルヘルス研修に全員が参加しコンプライアンスに関する意識の向上を図っており、その効果については基本的なチェックを「コンプライアンスチェックシート」で、日常的な事項のチェックを「25のマナーチェック」で成果を確認していた。電算システムの共同化への取組みでは、当初の移行予定を3カ月延ばし平成20年4月としたが、責任共有制度導入のための暫定システムや移行プログラムの開発、関係先への説明を十分に行った結果、大きなトラブルもなくスムーズに移行できていた。広報活動については、金融機関や関係団体との連携による広報を行い、新聞を活用した広告も初めて行っていた。ホームページについては、平成20年7月にリニューアルすることとしているため、内容を一層充実し中小企業支援のための広報に努めて頂きたい。

総括

経営計画に基づいた業務運営という点について一定の成果をあげているが、保証債務残高の減少、事故の増加による代位弁済が急増している。中小企業の経営環境が厳しいなか、保証協会が現状において抱えている課題を認識し、具体的な対策を講じていく必要がある。責任共有制度の導入等信用補完制度の改革に伴い地域経済に対する信用保証協会の役割が重要視されており、経営支援や事業再生支援などへの期待が大きくなっている。今後も、中期事業計画・年度経営計画を着実に実行し地域経済の発展に貢献されることを期待する。

中期事業計画・年度経営計画について

当協会は、公的機関として経営の透明性を一層向上させるため、「中期事業計画（平成18年度～平成20年度）」に基づく「年度経営計画（平成20年度）」を策定しましたので公表します。

中期事業計画（平成18年度～平成20年度）

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成18年度から平成20年度までの3カ年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として取組みます。

1．経営支援・再生支援体制の整備、強化

現在、中小企業者の経営相談窓口として経営相談室を設置していますが、新たに経営支援・再生支援を目的とした「経営支援室・再生支援室」へと体制強化します。「経営支援室・再生支援室」はMSS（CRDの経営診断システム）を活用した経営改善計画や事業再生プランの作成助言、財務管理アドバイス等を行い、また、再生支援協議会等との連携を強化し、中小企業者の経営支援・再生支援に積極的に取組みます。

2．保証制度の多様化への対応

不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された売掛債権担保融資保証制度や、資本市場からの事業資金調達を円滑に進めることを目的とした特定社債保証制度の更なる推進を図ります。また、第三者保証人に依存しない保証についても引き続き推進します。

この他CLOなどの証券化についても資金調達の多様化を図る観点から、積極的な対応を行います。

3．政策保証の推進

業況の悪化している業種に属する中小企業者や、自然災害によって大きな打撃を受けている中小企業者に対しては、県制度資金やセーフティネット保証等により積極的かつ弾力的な取組みを行い、資金調達へ向けたきめ細やかで迅速な対応、親身な相談を行います。

4．利便性の向上に向けた努力

保証申込にあたり必要となる各種書類の簡素化や、連合会を中心に検討中の電子申請についても積極的に検討を行います。また、MSS（CRDの経営診断システム）や協会回信制度の導入など、中小企業者が利用しやすい保証協会を目指して参ります。

5．リスク考慮型保証料体系及び金融機関との適切な責任共有制度の導入に伴う影響把握

平成18年4月のリスク考慮型保証料体系及び今後、予定されている金融機関との適切な責任共有制度の導入による中小企業者及び金融機関に対する影響等について実態把握に努めます。また、実態把握に必要なデータを収集・整備するためのシステム構築を行います。

6．期中管理の充実・強化

金融機関との連携強化により中小企業者の実態を早期に把握し、必要に応じ経営支援または再生支援を行い、期中管理の充実・強化を図ります。

7．回収の合理化・効率化

期中管理部門との連携強化による代位弁済案件に対する早期回収の着手、回収目標額の設定及び目標管理の徹底、サービサーの活用等、回収業務の合理化・効率化を図り、回収額の最大化に努めます。

8．制度改革にかかるシステム対応等

金融機関との適切な責任共有制度等、信用補完制度の円滑な実施のため、適切なシステム対応を行います。また、業務の効率化を図るため、電算システムの共同化を推進します。さらに公的な保証機関として、コンプライアンス態勢の更なる充実・強化を図ります。

平成20年度経営計画

1. 業務運営方針

当協会は、本来の使命である中小企業金融の円滑化を通じて、地域社会への一層の貢献をはたすため、国及び地方公共団体の諸施策を推進するとともに、経営支援・再生支援体制を充実させ、中小企業者の経営相談等のサービスにきめ細かく対応し、多様化する資金ニーズに迅速・的確に応えていきます。また、金融機関等との連携強化により、期中管理の充実に努め、代位弁済の抑制、求償権回収の最大化、効率化を図ります。

また、平成20年4月からのコンピュータシステムの共同化により、事務の簡素化・効率化に努めるとともに、コンプライアンス態勢の強化、中小企業診断士や目利き職員の養成などによる中小企業者への支援体制の強化を図り、今まで以上に「信頼される協会」「顔の見える協会」を目指して邁進していきます。

(1) 保証審査の適正化・効率化

金融機関本部と情報交換及び支店担当との相談会を実施し、金融機関と一層の共有化を図るとともに、案件進捗管理の徹底により審査スピードのアップを図ります。また、CRDスコアを参考とした簡易稟議案件の推進により、審査の迅速化に努めます。

(2) 利用企業者数の増加

パンフレットの作成やホームページによる広報活動、関係機関との連携強化、各種勉強会の開催、関係機関主催セミナーへの職員講師派遣等により、協会を利用した場合の利便性・優位性（保証人の非徴求、制度資金の金利メリット、団体信用生命保険制度等の紹介）を説明し、未利用企業者の保証推進を図ります。

(3) 責任共有制度の円滑な運用

金融機関と連携して、中小企業者の資金繰りの把握に努め、企業ニーズに応えた適切な支援を行います。

(4) 政策保証の推進

不況業種に属する中小企業者や厳しい環境で努力している中小企業者に対して、親身な対応に努めるとともに、国の経済対策保証制度であるセーフティーネット保証、流動資産担保保証等を積極的に推進して資金需要の円滑化に努めます。

(5) 職員の目利き能力の向上

多様化する保証制度に対応した審査能力の向上を図るため、連合会主催研修等への受講参加や現地調査等を通してのOJTにより、中小企業者の問題点・将来性を的確に判断できる職員の養成に努めます。

(6) 関係部門（保証・回収、及び再生支援関係機関）との連携強化

関係部門との情報交換等により連携強化を図り、効果的かつスムーズな調整に努めるとともに、代位弁済案件について早期回収の着手に繋がります。また、平成19年度に経営・再生支援室を拡充して経営・再生支援機能を強化したことにより、経営改善指導相談案件の審査についてはきめ細かな対応ができるようになりました。平成20年度は大口債権管理、MSS（中小企業経営診断システム）の活用や再生支援協議会との連携を強化し、引き続き経営・再生支援室を活用した支援を推進します。

(7) 延滞案件の早期着手

延滞案件について早期に債権管理を行ない、即応性のある行動を実施します。

(8) 金融機関との連携強化による債権管理の強化

事故報告受付等による要管理先について、早期実態把握に努め、中小企業者の実態に即した返済額

の軽減、一定期間の返済猶予、期限延長等の条件変更により正常化を図ります。

(9) 期中管理部門の整備充実

期中管理部門の業務の流れを見直し、効率的な調査や代位弁済事務手続きを行えるようにします。

(10) 回収の早期着手

期中管理部門と連携し、早期回収の着手により回収実績の増加に努めます。

(11) 求償権の実態把握

求償権先への訪問督促を強化し、面談率を高めるとともに定期入金先との増額交渉や一括弁済に努めます。

(12) サービサーを活用した回収の促進

求償債権の増加に対応して、サービサーへの回収委託範囲を拡大し効率的な回収に努めます。

(13) 事業再生支援等の新たな制度への取組み

再生支援など新たな取組みへの検討、討議を行ない、求償権先の実情に即した対応に努めます。

(14) 管理回収事務の効率化

急増する求償債権に対応するため、管理事務の効率化に努め、合理化を図ります。

(15) コンプライアンス態勢の充実・強化及び危機管理態勢の整備

コンプライアンスプログラムに基づき、研修・啓蒙活動を行うとともに、適宜法令遵守態勢の検証を行います。内部統制によるリスク管理を行うとともに、危機管理態勢の検証を行います。

(16) 九州共同システムの運用と整備

平成20年4月に移行する九州共同システムの運用により業務の効率化・合理化を図り、経営基盤の強化に努めます。

(17) 信用補完制度の拡充に向けた取組みと整備

中小企業の事業承継円滑化等に資する取組み及び事業再生支援の拡充に向けた取組みを行います。

(18) 業務改善に資する取組みと整備

業務区域外求償権・不正利用者等に係る情報交換体制の充実に努めます。

(19) 広報活動の充実

信用保証制度について広く正しい理解を得、一層の認識向上を図るため、ホームページや機関誌の充実等により中小企業者向けの広報活動に努めます。

(20) 人材開発の充実と強化

審査能力の一層の向上等を通じ、信用補完制度の適切な運営に資するとともに、信用補完制度の変革期における人材の育成・開発を促進します。

(21) 裁判員制度への対応

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、当協会職員が裁判員として司法参加するための環境整備に係る検討を行います。

2. 保証承諾等主要計画

平成20年度の保証承諾等の主要業務数値計画は、右の通りです。

項目	金額
保証承諾	940億円
保証債務残高	2,000億円
代位弁済	45億円
回収	15億円

コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、法律、命令、官公庁等から発せられた規則、通達等、倫理や道徳を含む社会規範、当協会の内部規定としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

信用保証協会倫理憲章

- 1．信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- 2．経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- 3．あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- 4．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、断固として対決する。
- 5．広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

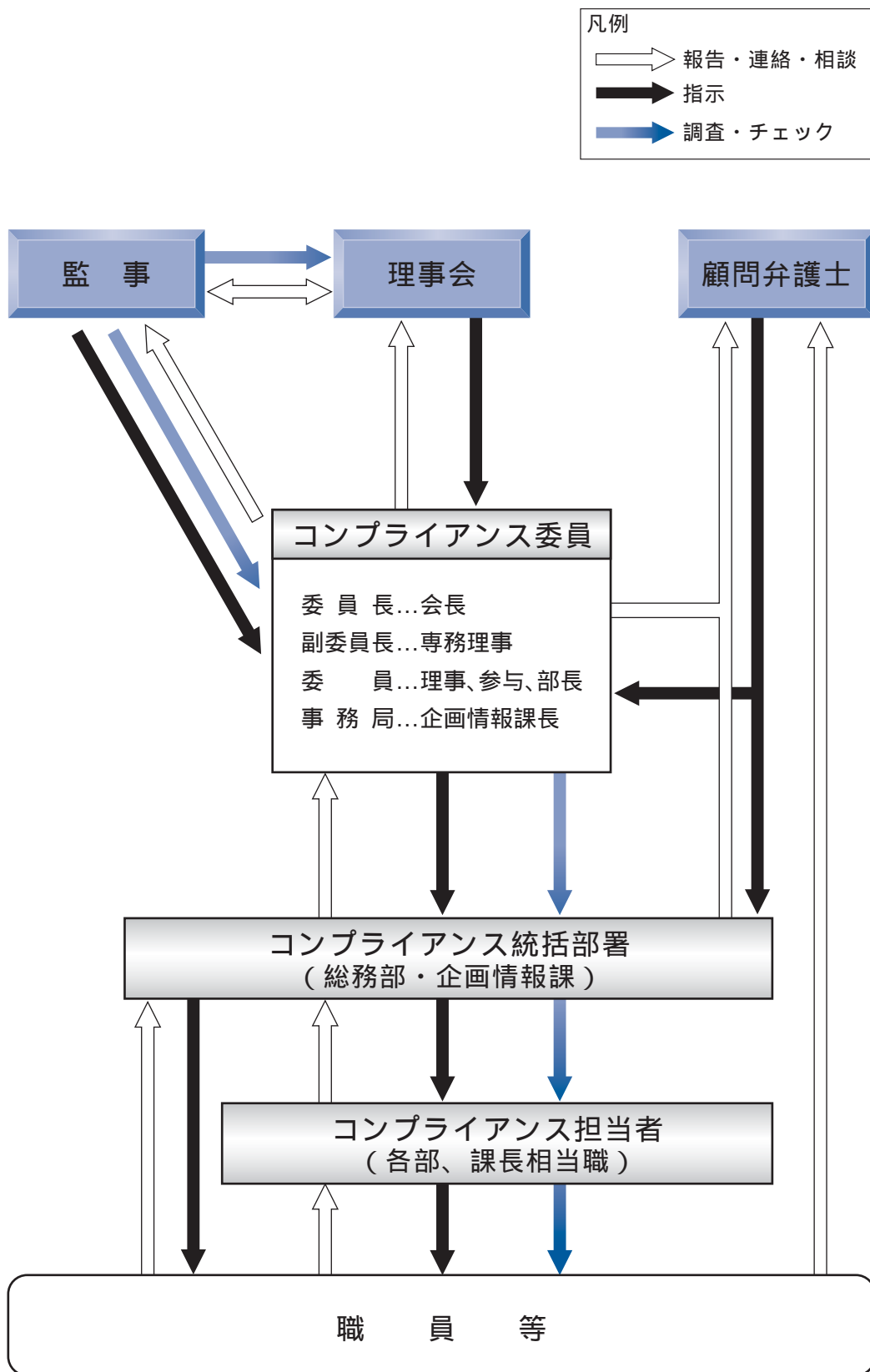
具体的行動規範

- 1．法令・ルール等の遵守
- 2．誠実な職務の遂行
- 3．守秘義務の履行
- 4．職務上の地位と関係者との付き合い
- 5．コンプライアンス関連事項への対応
- 6．反社会的勢力（不当要求行為）への対決
- 7．外部からの苦情・トラブルへの対応
- 8．職場秩序の維持
- 9．違反行為の報告
- 10．懲罰

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス委員を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるようなくみも整えています。

▶ コンプライアンス組織体制図



個人情報保護について

個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報保護を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知る得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため解約の締結、実施状況の点検等を行います。

保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。

- ・ 請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。

保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご相談ください。調査のうえ、法令に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・ お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令で定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・ の具体的な手続きにつきましては、当協会のホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の3（3）「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

質問・苦情について

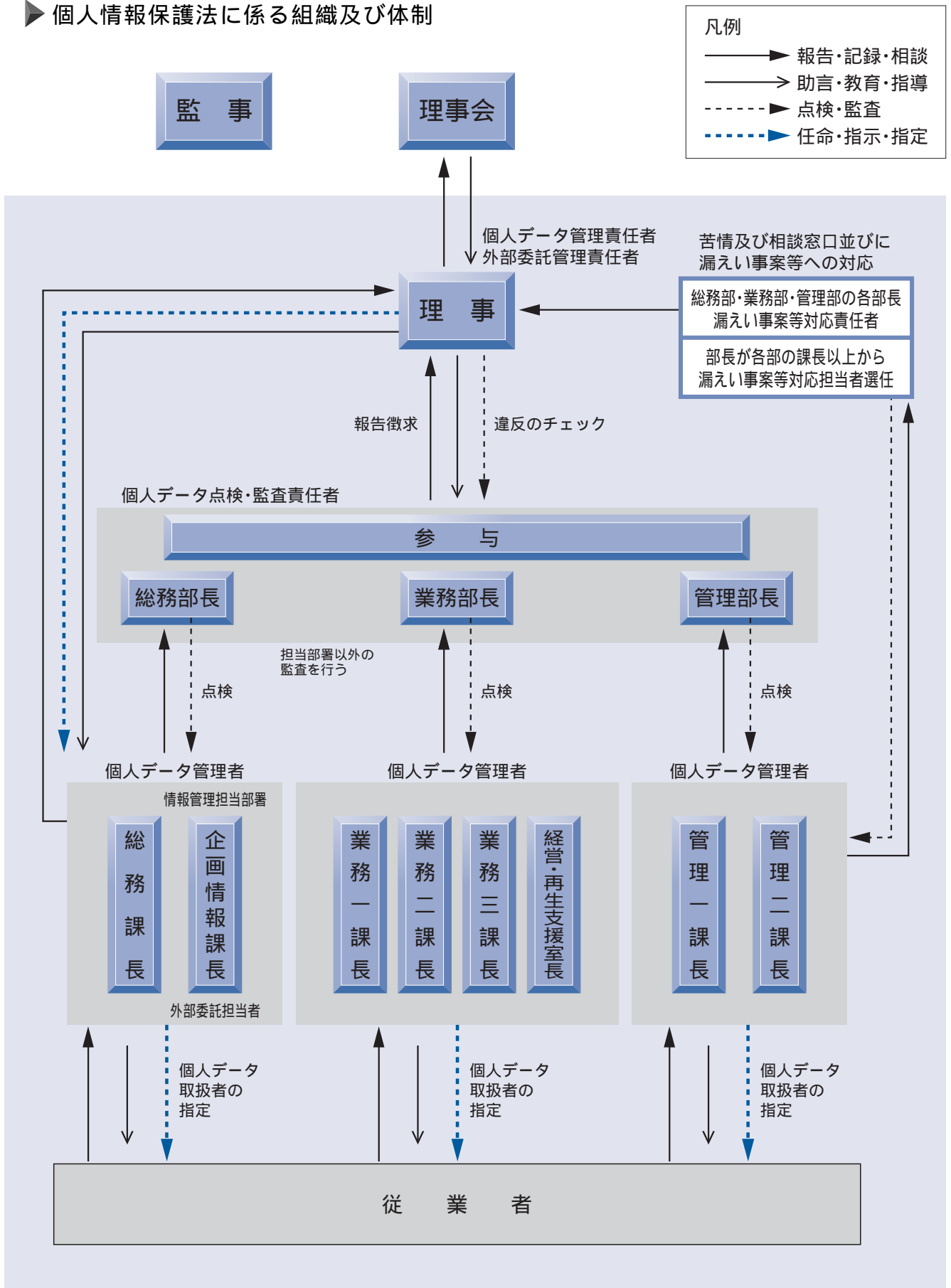
当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組めます。

開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は下記のとおりです。

〒870-0026
大分県大分市金池町3丁目1番64号
大分県信用保証協会 総務部 総務課
電話番号 097-532-8336

▶ 個人情報保護法に係る組織及び体制



事務所のご案内

事務所 〒870-0026
大分市金池町3丁目1番64号

	部署名	電話番号	FAX
中小企業会館2階	業務一課	097-532-8246	097-538-0871
	業務二課	097-532-8247	097-538-0865
	業務三課	097-532-8265	097-538-0871
	経営・再生支援室	097-532-8295	097-538-0865
中小企業会館3階	総務課	097-532-8336	097-538-0862
	企画情報課	097-532-8327	097-538-0872
保証協会別館2階	管理一課	097-532-8297	097-538-0896
	管理二課	097-532-8296	097-538-0896





大分県信用保証協会